

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

萩市上下水道局より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

| 指定を受けた日              | 初回更新までの有効期間             |
|----------------------|-------------------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間 |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間 |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間 |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間 |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日  | 令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間 |

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**ダイレクトメールにて通知をします。**  
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

### ●指定更新の要件は**水道法第25条の2（指定の申請）**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

### ●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調査
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状の写し）

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無（参考）

◇更新申請についてのお問い合わせは

上下水道局水道工務課 TEL：0838-25-3392